

工事一時中止に係るガイドライン (概要版)

令和2年8月 策定

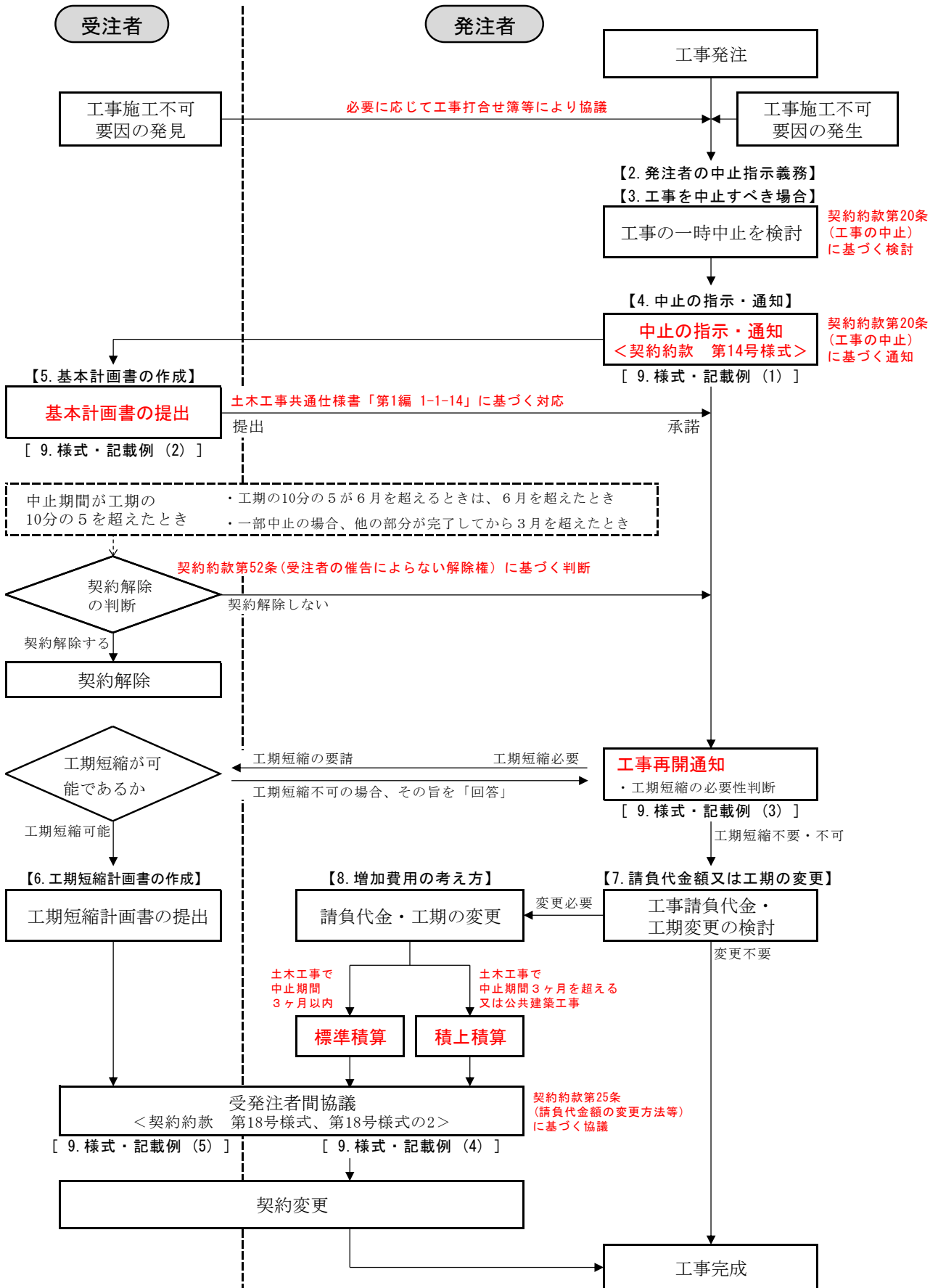
(令和3年4月 改定)

神奈川県 県土整備局

目 次

1. 工事の一時中止に係る基本フロー	1
2. 発注者の中止指示義務	2
3. 工事を中止すべき場合	2
4. 中止の指示・通知	2
5. 基本計画書の作成	3
6. 工期短縮計画書の作成	3
7. 請負代金額又は工期の変更	3
8. 増加費用の考え方	4
(1) 増加費等の範囲	4
(2) 増加費用等の構成	4
(3) 増加費用の適用範囲	5
(4) 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）	7
(5) 全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い	7
9. 様式・記載例	8
(1) 中止の指示、通知　：　工事の全部又は一部の施工の一時中止について	8
(2) 中止期間中の維持・管理に関する基本計画書について	9
(3) 一時中止した工事の再開について	13
(4) 請負代金額の変更について	14
(5) 請負代金額の変更協議について	15
10. 神奈川県公共工事標準請負契約約款の抜粋	16
11. 土木工事共通仕様書の抜粋	19

1. 工事の一時中止に係る基本フロー



【 】 : 章 [] : 様式

2. 発注者の中止指示義務

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。

【契約約款第 20 条】

3. 工事を中止すべき場合

【契約約款第 20 条】

① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき

- 例
- ・発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（契約約款第 16 条）施工できない場合
 - ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第 18 条）施工を続けることが不可能な場合等

<公共建築工事>

- ・設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
 - ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - ・同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の請負者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合
 - ア) 会社体制が整い、工事が再開されるまで
 - イ) 前工事の検査等精算が済み、引き継ぐ次回工事の作業が始まるまで
- ### ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき
- 例
- ・「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。
 - ・「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる
- ### ③ 発注者が必要があると認めるとき

4. 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款第 20 条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

⇒「9 様式・記載例

(1) 中止の指示、通知：工事の全部又は一部の施工の一時中止について」

(神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準 第 14 号様式)

5. 基本計画書の作成

受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を、監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。【土木工事共通仕様書 第1編 1-1-14】

⇒「9 様式・記載例 (2) 中止期間中の維持・管理に関する基本計画書について」

<記載内容>

- ① 一時中止の概要
- ② 中止時点における現場状況
- ③ 中止期間中の体制
- ④ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ⑤ 中止した工事現場の管理責任に関すること
 - ・ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
 - ・ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- ⑥ 工事一時中止に伴う増加費用※
 - ※ 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
 - 一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

6. 工期短縮計画書の作成

発注者は一時中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。

7. 請負代金額又は工期の変更

工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

⇒「9 様式・記載例 (4) 請負代金額の変更について

(5) 請負代金額の変更協議について」

(神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準 第18号様式、第18号様式の2)

※ 契約変更については、設計変更事務処理要領に基づき「工事等内容変更指示書」により変更内容を指示し、全体数量が確定した後に行うことがある。

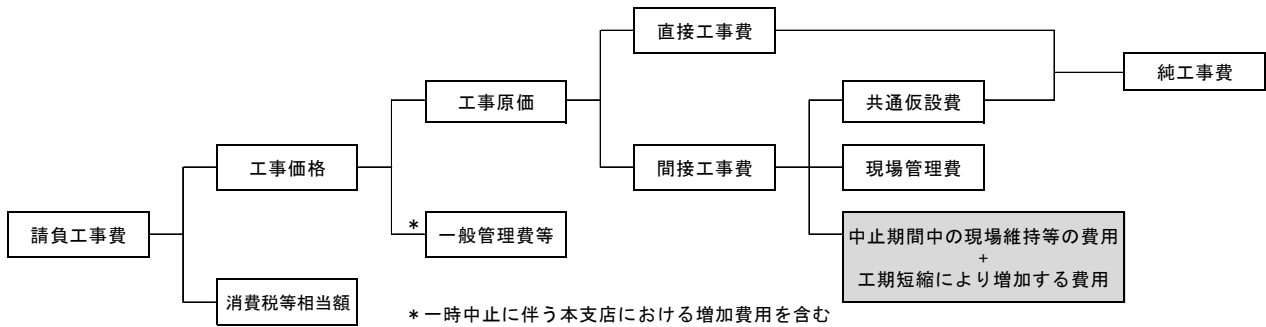
8. 増加費用の考え方

(1) 増加費等の範囲

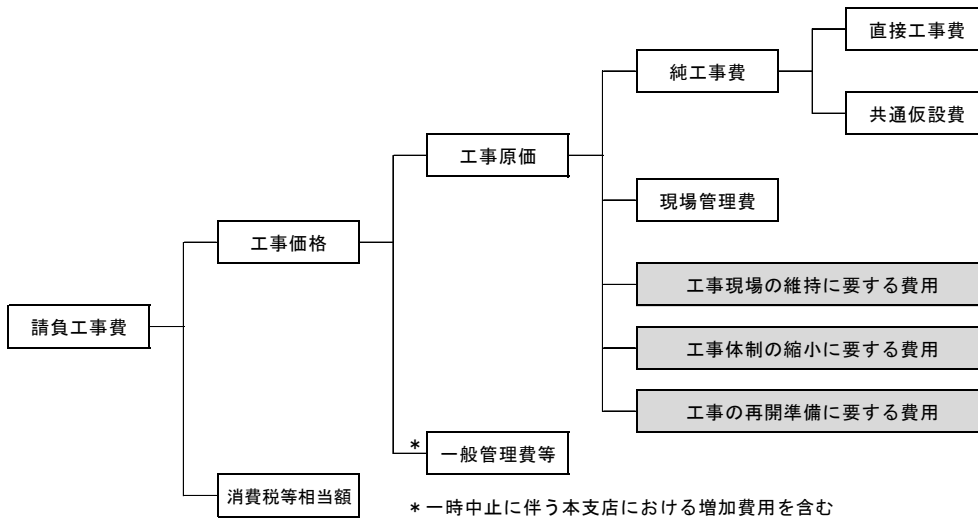
- ・ 工事現場の維持に要する費用
- ・ 工事体制の縮小に要する費用
- ・ 工事の再開準備に要する費用
- ・ 中止により工期延期となる場合の費用
- ・ 工期短縮を行った場合の費用

(2) 増加費用等の構成

① 土木工事費の構成



② 公共建築工事費の構成



(3) 増加費用の適用範囲

- ・土木工事では、中止期間3ヶ月以内の場合は標準積算、中止期間3ヶ月を超える場合は、積上げ積算により増加費用を算出する。
- ・公共建築工事では、積上げ積算により増加費用を算出する。

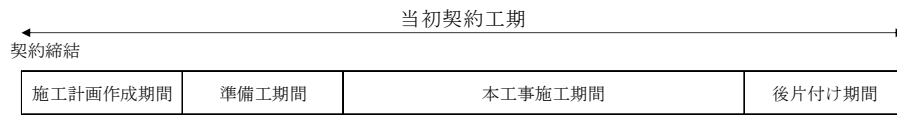
一時中止の期間 一時中止の発生時期	土木工事 (中止期間3ヶ月以内)	土木工事 (中止期間3ヶ月を超える)
		公共建築工事
準備工着手前	増加費用は計上しない	
準備工期間	積上げ積算 [② 一時中止の発生時期 ○準備工期間中に中止] 参照	
本工事施工中	標準積算 (率+積上げ) [①標準積算 (積上げ項目と率項目)] 参照	積上げ積算

※ 道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事は、積上げにより積算する。

① 標準積算 (積上げ項目と率項目)

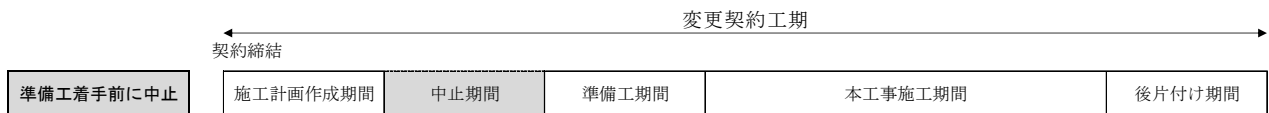
積上げ項目	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費に計上された材料 (期間要素を考慮した材料) 及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ・直接工事費, 仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用
率項目	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬費の増加費用 (建設機械の搬入搬出、大型機械の現場内小運搬) ・安全費の増加費用 (保安施設、保安要員) ・役務費の増加費用 (土地の借り上げ代、電力及び用水等の基本料金) ・営繕費の増加費用 (現場事務所等) ・現場管理費の増加費用 (現場へ常駐する社員等従業員給料等)

② 一時中止の発生時期



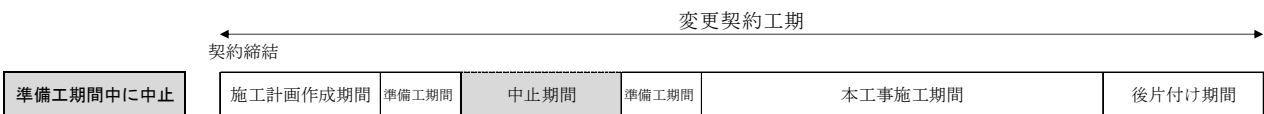
○準備工着手前に中止

- ・一時中止に伴う増加費用は計上しない。

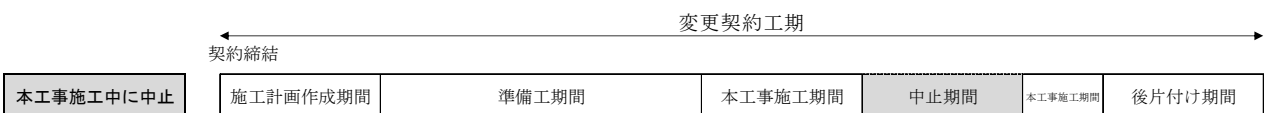


○準備工期間中に中止

- ・受注者からの見積により増加費用を算出する。
- ・増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。



○本工事施工中に中止



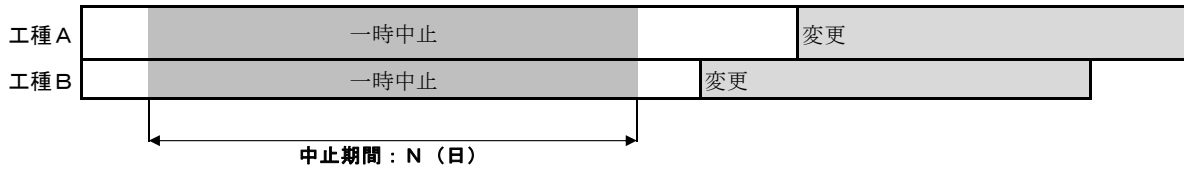
(4) 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

- ・土木工事標準積算基準書に基づいて積算する。

(5) 全部一時中止と一部一時中止の積算内容の違い

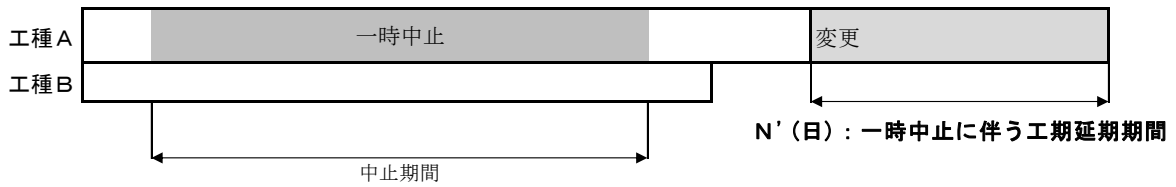
① 全部一時中止

標準積算の対象日数は、「中止期間 N」を用いる。



② 一部一時中止

標準積算の対象日数は、「一時中止に伴う工期延期期間 N'」を用いる。



9. 様式・記載例

(1) 中止の指示、通知 : 工事の全部又は一部の施工の一時中止について
(神奈川県公共工事標準請負契約約款の運用基準 第14号様式)

第14号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

年 月 日

殿

発注者

印

工事の全部又は一部の施工の一時中止について

次のとおり工事の全部又は一部の施工を一時中止したいので、工事請負契約書第20条第1項(第2項)の規定により通知します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 契約年月日	年 月 日
4 工事施工の 中止内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"><p>記載内容</p><ul style="list-style-type: none">・中止対象となる工事の内容・工事区域・中止期間の見通し・工事現場の維持管理体制 (工事現場を適正に維持するために、最小限必要な管理体制等の基本事項)</div>

(2) 中止期間中の維持・管理に関する基本計画書について
(提出)

年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名

中止期間中の維持・管理に関する基本計画書について (提出)

令和 年 月 日付で、一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を提出します。

1 工事名	
2 工事場所	

(備考) 責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、押印を省略することができる。

令和〇〇年度 〇〇〇工事 県単（その〇）

中止期間中の維持・管理に関する
基本計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇株式会社

目次

1. 工事一時中止の概要
2. 中止時点における現場状況
3. 中止期間中の体制
4. 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
5. 中止した工事現場の管理責任に関すること
6. 中止に伴う概算増加費用

1. 一時中止の概要

- (1) 工事一時中止予定期間
- (2) 中止理由
- (3) 工事中止場所

2. 中止時点における内容

- (1) 中止時点における工種の出来形
- (2) 労務者又は現場常駐の従業員の体制、労働者数、搬入材料、建設機械器具等

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

- ・現場代理人…常駐
- ・監理技術者…非専任

・施工担当者…代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、監督員と協議のうえ、社員を配置する。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこと。

現場作業が無い、又は、非専任の場合
は、給与等の請求はできない。

4. 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、監督員に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておくこと。

2) 緊急時の対応

震度4以上の地震発生時及び台風や積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業

中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施すること。

①現地調査

工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。

②試験掘の立会

企業者の試験掘に対し、すべて立会い埋設箇所を確認を行う。

③施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。

④道路調整会議の出席

⑤道路工事等協議書の作成

現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

5. 中止した工事現場の管理責任

一時中止した工事現場の管理責任は、原則として弊社が負うものです。

6. 中止に伴う概算増加費用

(参考値) ○○○、○○○円

(承諾)

年 月 日

(受注者) 殿

発注者

印

中止期間中の維持・管理に関する基本計画書 (承諾)

令和 年 月 日付で、提出された下記工事の中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を承諾します。

1 工事名	
2 工事場所	

(3) 一時中止した工事の再開について

年 月 日

(受注者) 殿

発注者

印

一時中止した工事の再開について

工事請負契約書第 20 条第 1 項（第 2 項）に基づき、一時中止した下記工事について、工事の再開を通知します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 工事再開日	年 月 日